

# ねんりんピック 彩の国さいたま2026 衛生対策・火災予防等講習 ～環境衛生対策について～

令和8年6月26日

保健医療部生活衛生課

環境衛生・ビル監視担当



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

# 宿泊施設の衛生管理について

(旅館業法施行条例抜粋)

---

## 【施設全般】

定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

適切に換気をすること。

採光及び照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

雨水及び汚水は、流通を常に良好にし、排水に支障のないようにしておくこと。

## 【客室】

客室は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

紙くず等を入れる容器を備え、紙くず等は、衛生的に処理すること。

寝具類は、常に清潔にし、定員数以上の数量を備え、敷布、浴衣及びまくらのカバーは、  
客一人ごとに取り換えること。

## 【洗面所】

洗面所は、常に清潔にしておくこと。

洗面に供する水は、飲用に適する水であること。

## 【便所】

便所は、毎日一回以上清掃し、常に清潔にしておくこと。

手洗い設備には、消毒液等を十分に供給しておくこと。

くみ取り式便所は、殺虫剤の散布等により、ねずみ族、昆虫等の発生の防止に努めること。

## 【入浴設備】

- イ 浴室、脱衣室及び衣類の保管設備は、常に清潔にしておくこと。
- ロ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合するように管理すること。
- ハ 浴槽水は、水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。
- ニ 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。
- ホ 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。
  - (1) 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において、原湯の補給口、底部等全ての箇所において60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つこと。

ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。
  - (2) 定期的に貯湯槽内の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うために貯湯槽内の清掃及び消毒を行うこと。

へ 浴槽水は、**毎日完全に換水**すること。

ただし、ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあつては、毎週一回以上完全に換水すること。

ト ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。

- (1) ろ過器は、**毎週一回以上、逆洗淨**その他の適切な方法で**生物膜等の汚れを除去**するとともに適切な方法で**消毒**すること。
- (2) 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管は、**毎週一回以上消毒**し、必要に応じて付着した**生物膜を適切な方法で除去**すること。
- (3) 集毛器は、**毎日一回以上清掃**すること。
- (4) 浴槽水は、規則で定めるところにより**消毒**すること。
- (5) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

チ オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用には使用しないこと。

ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー水の還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うこととし、オーバーフロー水及び回収槽の湯水は浴槽水とは別に消毒すること。

リ 水位計配管は、毎週一回以上清掃することとし、必要に応じて消毒すること。

ヌ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備は、必要に応じて清掃及び消毒すること。

ル 打たせ湯には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。

ロ 調節箱を設ける場合は、当該調整箱を定期的に清掃すること。

ワ シャワーは、毎週一回以上内部の水が置き換わるように通水することとし、シャワーヘッドとホースは定期的に点検し、毎年一回以上内部の汚れ及びスケールを洗浄及び消毒すること。

- カ タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、  
かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする事。
- ヨ 営業者は、自主管理を行うため、入浴設備の配置図、給排水の配管図等の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。
- タ 浴槽水を循環ろ過させることなく入浴者ごとに換水する客室の入浴設備については、  
ロからヲまで及びヨの規定は、適用しないこと。

# 水質の基準①(旅館業法施行細則)

## ◆ 第九条

### 1 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質

一 色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	五度以下であること。
二 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	二度以下であること。
三 pH値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物(全有機炭素(TOC)の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素(TOC)の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法	全有機炭素(TOC)の量の場合は、一リットル中に三ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	<b>検出されないこと</b> (百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満)。

# 水質の基準②(旅館業法施行細則)

## ◆ 第九条

### 2 浴槽水の水質

一 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	五度以下であること。
二 有機物(全有機炭素(TOC)の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素(TOC)の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC)の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法	全有機炭素(TOC)の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省・建設省令第一号)第六条に規定する方法。ただし、試料は希釈せずに使用すること。	一ミリリットル中に一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(百ミリリットル中に十コロニー・フォーミング・ユニット未満)。

# 水質検査（旅館業法施行細則）

## ◆ 第十条

条例第五条第三号ハの規定による水質検査は、次の表の上欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる浴槽水について同表の下欄に掲げる頻度で行い、前条第二項に規定する水質の基準に適合していることを確認するために行うものとする。

レジオネラ属菌	毎日完全に換水している浴槽水	一年に一回以上
	連日使用している浴槽水	六月に一回以上
	知事が告示で定める浴槽水	知事が告示で定める頻度

現在、知事が告示で定める浴槽水は無い

細則の基準は最低頻度  
浴槽等の状況に応じて自主検査を行う

# 浴槽水の消毒方法（旅館業法施行細則）

---

## ◆ 第十一条

条例第五条第三号ト(4)規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。

ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

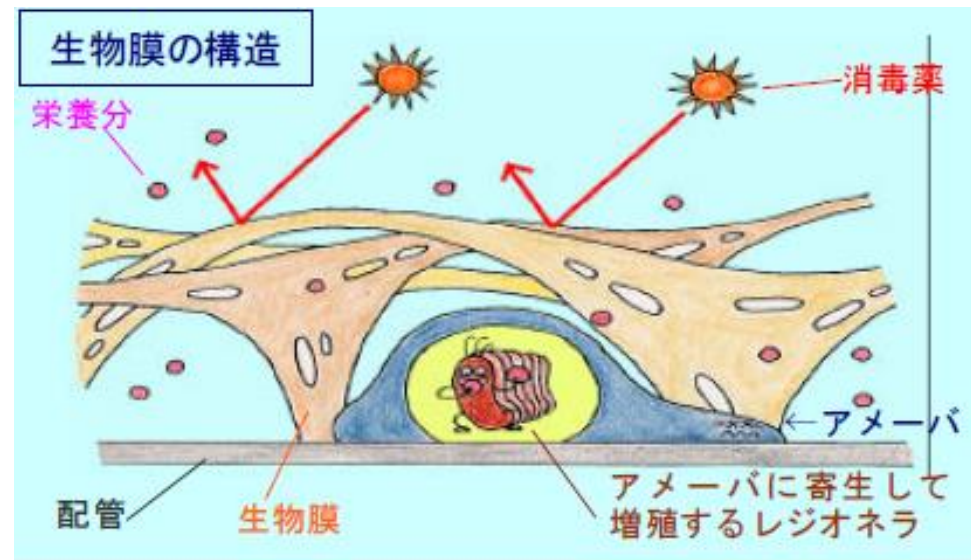
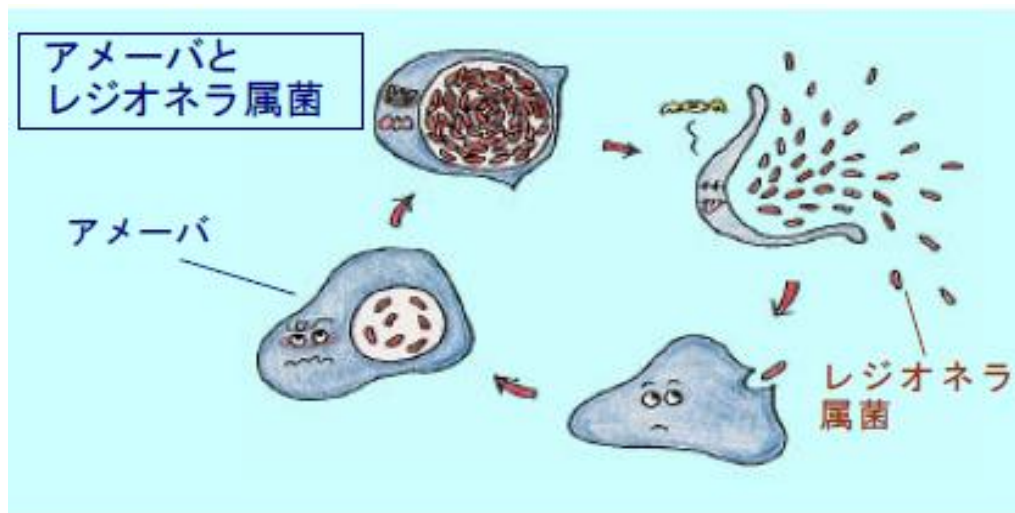
# レジオネラ属菌とは

---

- ◆ 土壌、河川、湖沼など自然界に広く生息している細菌
- ◆ 水温20℃～42℃程度(36℃前後)が最も増殖に適した温度
- ◆ 土埃などから人工環境に混入すると、循環式浴槽やジャグジー、空調設備の冷却塔、加湿器などの人工環境で増殖しやすい
- ◆ 配管内部などにできた生物膜(バイオフィルム、ぬめり)に生息する微生物(アメーバ)に捕食されると、その細胞内に寄生して大量に増殖する
- ◆ アメーバの体内で増殖したレジオネラ属菌がアメーバを食い破って外に放出される
- ◆ *Legionella pneumophila* など50菌種以上の報告あり

# レジオネラ属菌と生物膜

- ◆ 生物膜(バイオフィルム、ぬめり)の中は栄養豊富で、消毒薬や紫外線などから保護された環境のため、アメーバが繁殖しやすい
- ◆ 生物膜を除去せずに塩素消毒をしても、生物膜の中にいる菌は除去できない



# レジオネラ症の防止対策

---

- ◆人工環境水の温度が、レジオネラ属菌の最も増殖しやすい30℃前後になることを避ける
- ◆水の滞留を防ぐなど、生物膜(ぬめり)の発生を抑える
- ◆定期的な清掃・消毒を行うなど、感染源となりうる設備機器類を計画的に維持管理し、点検記録等を整備する

# レジオネラ症の防止対策(3原則)

---

## ◆発生させない

浴槽・配管などの清掃・消毒

## ◆増殖させない

浴槽水の換水・消毒

## ◆吸い込ませない

エアロゾルを発生しやすい設備(循環式浴槽・打たせ湯・シャワーなど)の管理

# 自主検査でレジオネラ属菌が検出されたら

◆ 定期検査でレジオネラ陽性が判明した場合は、速やかに管轄の保健所へ報告・相談してください。

- ・体調不良者の情報の有無
- ・設備等の維持管理状況の確認

◆ 患者を発生させない・重症化させないための措置

- ・浴槽等の使用自粛、施設の営業自粛
- ・利用者等への周知・公表

◆ 改善措置、陰性確認

そのまま放置  
は厳禁！



埼玉県マスコット「コバトン」

# レジオネラ症患者が発生したら

レジオネラ症患者が入浴施設を利用していたことが判明した場合、管轄の保健所が施設の調査を行います。

- ・他の体調不良者の情報、利用者数
  - ・維持管理の記録、管理状況の確認
  - ・構造設備の確認
  - ・残留塩素濃度測定、採水検査の実施など
- ◆ 次の患者が発生させない・重症化させないための措置
- ・浴槽等の使用自粛、施設の営業自粛
  - ・利用者等への周知・公表
- ◆ 改善措置、陰性確認



埼玉県マスコット「コバトン」

# サウナ施設の安全対策の徹底

---

- ・緊急時の従業員との**連絡・駆けつけ体制を確保**すること。
- ・サウナ施設の扉が緊急時の開閉に支障を来たさない構造とすること。
- ・入浴者の安全のため、サウナ室内の入浴者の見やすい場所に非常用ブザーを設置すること。
- ・サウナ使用中は**入浴者の安全に注意**すること。
- ・事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- ・火気や営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処すること。
- ・客室と玄関帳場、フロント、事務室の間には電話等所要の設備を必要に応じて備えること。
- ・災害時の事故防止を図るため従業員の防火対策、火災時の措置等について、消防関係機関の指導を受けるなど**災害時の態勢を常に整えておく**こと。

# 宿泊者名簿

---

宿泊者名簿を備え、3年以上保存すること。

## 【記載事項】

宿泊者の氏名、住所、連絡先

宿泊者が日本国内に住所を有さない外国人であるときは、国籍及び旅券番号

到着日時、出発日時、年齢

# 旅行・帰省時にはトコジラミに注意！

## トコジラミとは？



- 体長：5mm～8mm（成虫）
- 体型：丸く、扁平で薄い
- 特徴：夜、部屋の隙間等から出てきて活動し、人や動物を刺して吸血します。吸血しなくても長期間生きることができ、長く空室になった部屋でも注意が必要です。メスは1日5-6個の卵を産み、2週間もすると幼虫になります。刺されると強いかゆみの症状が出ます。

トコジラミの卵

トコジラミの写真

## どうやって持ち込まれますか？どんなところにいますか？

卵や幼虫が荷物や、衣服の裏やポケットなどに付着して、室内に持ち込まれることがあります。

ベッドや布団の周辺、ソファの隙間・裏、引き出しの裏、衣装ケース、壁と床の隙間、カーテン、壁にかけた絵の裏など、あらゆる隙間に潜り込みます。



## 見つけたときの対応策は？

早期発見・早期駆除をすることが大切です。生息しやすい場所に血糞があったり、トコジラミを見つけた場合は、被害の拡大を防ぐため、技術、知見を持つ専門業者に調査、防除を依頼しましょう。



血糞の写真

### <相談窓口>

- トコジラミの被害への対応に関する一般相談は保健所まで



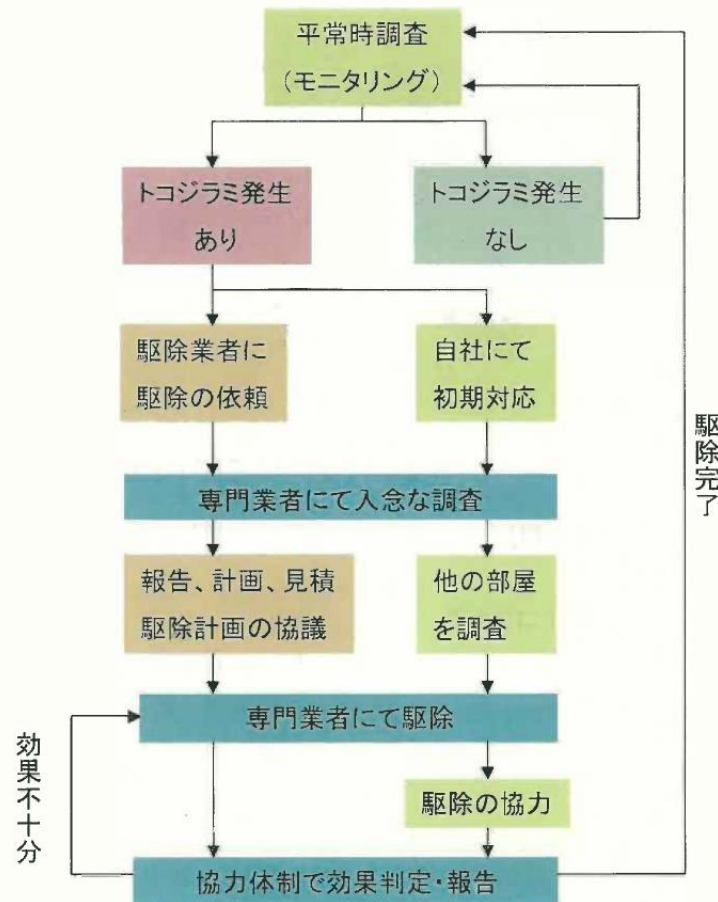
—お近くの保健所はこちらから検索出来ます

- トコジラミの調査や防除に関する相談はペストコントロール業の事業者団体まで

トコジラミ ペストコントロール業 団体



# トコジラミについて



旅館・ホテルのための  
害虫対策の手引書  
シリーズ①から抜粋

# 令和5年12月13日から旅館業法が変わります！

宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に

このリーフレットは、改正旅館業法に関する研修ツール（詳細版）の要約版です。詳細は巻末の参考リンクをご確認ください。

## カスタマーハラスメントへの対応について 詳細版 P3、指針 P24

- 1 営業者は、宿泊施設に過重な負担となり、宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す迷惑客の宿泊を拒むことができるようになります。

### 新たな拒否事由に該当するものの例

営業者は、宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業員に対し、以下のような行為を繰り返す場合は、宿泊を拒否することができるようになります。

- 1 不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求
- 2 対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為
- 3 要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なもの（※）等

（※）身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）、土下座の要求等

### 新たな拒否事由に該当しないものの例

以下のような場合は、新たに宿泊拒否できる事由には該当しません。

- 1 障害のある方が社会の中にある障壁（バリア）の除去を求める場合  
（※）社会の中にある障壁の除去を求める例  
 ・フロント等で筆談でのコミュニケーションを求めること  
 ・車椅子利用者がベッドに移動する際に介助を求めること
- 2 障害のある方が障害を理由とした不当な差別的取扱いを受け、謝罪等を求めること
- 3 障害の特性により、場合に応じた音量の調整ができないまま従業員に声をかける等、その行為が障害の特性による本人やその同行者に聴くなどして把握できる場合
- 4 営業者の故意・過失により損害を被り、何かしらの対応を求める場合（手段・態様が不相当なものを除く）等

※ 営業者は、障害の特性を踏まえて対応することが求められますが、その際、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは不当な差別的取扱いに当たりません。

- 2 営業者は、上記①に該当するとして宿泊を拒んだ場合は、宿泊を拒んだ日時、拒否された者とその接遇の責任者の氏名、理由、経緯等を記載した書面等を作成し、3年間保存する必要があります。

（裏面に続く）

## 感染防止対策への協力の求め等について

詳細版 P7、指針 P4



- 1 営業者は、特定感染症（※1）の国内発生期間に限り、宿泊者に対し、特定感染症の症状の有無等に応じて、必要な限度で、特定感染症の感染防止対策への協力を求めることができます。

（※1）特定感染症：一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院等の規定が準用されるものに限る）及び新感染症、五類感染症である新型コロナウイルス感染症（Covid-19）は、対象外です。

- 2 宿泊しようとする者は、営業者から協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければなりません。

※営業者は、宿泊しようとする者が、協力の求めに応じないことをもって宿泊拒否することはできません。

- 3 宿泊拒否事由の一つである「伝染性の疾病にかかっている」と明らかに認められるときに「特定感染症の患者等」（※2）に改正されました。

（※2）人に感染させるおそれほとんどないと医師が診断した者（退院基準を満たした結核患者等）は対象外です。

協力の求めの内容	特定感染症の症状を呈する者・特定接触者	特定感染症の患者等	他の宿泊者
①医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告	○	—	—
②客室等での待機	○	○	—
③健康状態等の確認（体温等）	○	○	○
④発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの	○	○	○

※特定接触者：都道府県等（主に保健所が想定されます。）が「特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」と判断した者。

## 差別防止の徹底等について 詳細版 P14、16、17、指針 P32、37

- 1 営業者は、特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、特に配慮を要する宿泊者に対して特性に応じた適切な宿泊サービスを提供するため、従業員に対し必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととなりました。



- 2 実際に宿泊を拒むかどうかの判断は、営業者に委ねられていますが、宿泊しようとする者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒まないようにすることとなりました。

## その他の事項 詳細版 P2、18、指針 P43

- （1）宿泊者名簿について  
 宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が削除され、「連絡先」が追加されます。
- （2）事業譲渡について  
 事業譲渡について、事業を譲り受ける者は、承継手続を行うことで、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとなりました。
- （3）個人情報について  
 営業者は、感染防止対策への協力の求めを行う際に、宿泊しようとする者から個人情報を取得する場合は、プライバシーの侵害にならないよう、個人情報保護法を遵守する必要があります。
- （4）行政指導、行政処分について  
 営業者は、不適切な宿泊拒否や感染防止対策への協力の求め等を行う場合、行政指導や行政処分の対象となり得ます。

## お問い合わせ・参考リンク 詳細版 P19、指針 P46

・自治体やその他の相談窓口はこちら  
 URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00007.html)



・改正旅館業法や指針、詳細版研修ツールについてはこちら



# 旅館業における衛生管理要領の 一部改正について(R8.1.20)

**周囲の生活環境への悪影響の防止**について新たに規定され、指導監督の考え方が示された。

＜旅館業における衛生管理要領抜粋＞

旅館業法の趣旨目的を踏まえ、**周囲の生活環境への悪影響が生じないようにすることが求められる。**

生活環境への悪影響があり、これを防止する措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合

- 1) 旅館業法第7条の2第2項に基づき、当該営業者に対し、命令することができる。その際、必要に応じ、同法第7条第1項に基づく報告徴収・立入検査を実施することも考えられる。
- 2) 旅館業法第7条の2第2項の命令に違反した場合には、同法第8条柱書に該当し、同条に基づき営業の許可取消や営業停止を命令することができる。
- 3) 加えて、旅館業法第7条第1項の報告徴収・立入検査違反、同法第7条の2第2項の命令違反、同法第8条の命令等への違反が認められる場合、同法第10条第2号、第11条第2号及び同条第3号の罰則の適用対象となる。
- 4) なお、各都道府県等の条例等において、生活環境への悪影響を防止するための措置を規定している場合、当該措置に違反し、指導を実施しても改善が図られない営業者に対しては、上記1)～3)と同様の措置をとることが可能である。

# 問合せ先

---

南部保健所(蕨市、戸田市):048-262-6111

朝霞保健所(朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町):048-461-0468

春日部保健所(春日部市、松伏町):048-737-2133

草加保健所(草加市、八潮市、三郷市、吉川市):048-999-5515

鴻巣保健所(鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町):048-541-0249

東松山保健所(東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村)  
:0493-22-0280

坂戸保健所(坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町):049-283-7815

狭山保健所(所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市):04-2941-6535

加須保健所(行田市、加須市、羽生市):0480-61-1216

# 問合せ先

---

幸手保健所(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町):0480-42-1101

熊谷保健所(熊谷市、深谷市、寄居町):048-523-2811

本庄保健所(本庄市、美里町、神川町、上里町):0495-22-6481

秩父保健所(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町):0494-22-3824

さいたま市保健所:048-840-2205

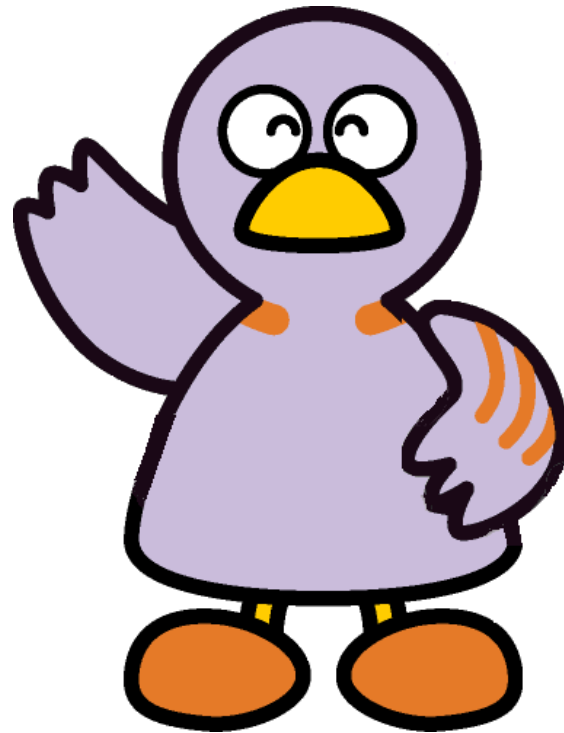
川越市保健所:049-227-5103

川口市保健所:048-229-3979

越谷市保健所:048-973-7532

ご清聴ありがとうございました

---



埼玉県マスコット「コバトン」